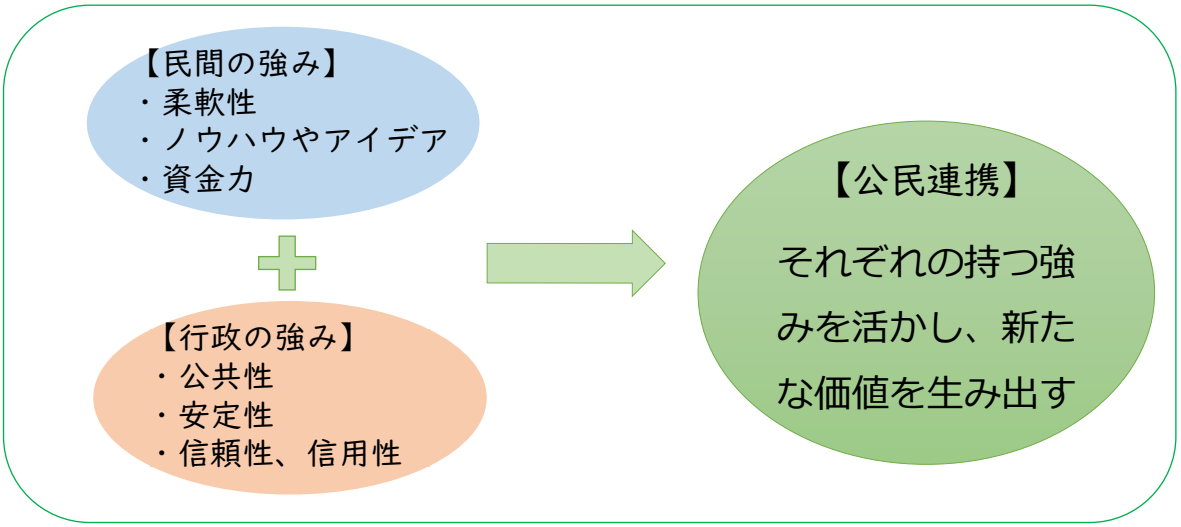
甲賀市公民連携ガイドライン概要版

令和８年１０月

１．はじめに

「公民連携」とは、企業や大学などの多様な民間の皆様と行政が対等な立場で協働し、それぞれの強みを生かして公共サービスの充実やエリア価値の向上に取り組むことです。

公民連携は民間の皆様にとっても新たなビジネスや価値創造のチャンスとなります。推進にあたっては、民間の皆様と行政の意識の共有が重要であることから、本市における公民連携の基本的な考え方及び公民連携事業の導入について示します。



図表１

２．公民連携等の定義付け

公共の利益を目指して、行政と多様な民間の皆様が対等な立場で協働し、それぞれの強みを生かして地域課題の解決を図る「仕組み」や「状態」とします。

このことから、単なる発注・受注ではなく、企画や発案の段階から双方が対話を行い、目的を共有して取り組む協働型のパートナーシップを築き、行政と民間の皆様が最大限に力を活かしあえる関係性を目指します。

３．『何のために』公民連携に取り組むのか

公民連携は「目的」ではなく、より良いまちづくりを実現するための「手段」です。

大切なのは、何のために公民連携に取り組むのかという視点であり、本市では、市域全体を一つのエリアと捉え、そのエリア価値の向上を通じて「市民満足度の向上」と「持続可能な行財政マネジメントの実現」を図るために公民連携を推進します。

民間事業者等とも対等なパートナーシップを築き、地域経済の発展などビジネス面でのメリットを生み出せるよう取り組みを進めます。

○ 市民サービスの向上

民間事業者等と協働することにより、公共サービスの質を引き上げる。

○ 地域経済の循環強化

地域の企業等と連携し、「地域内で資金がまわる」仕組みをつくる。

○ 公共サービスの持続性の担保

民間資金やノウハウを取り入れて将来にわたる公共サービスの持続性を確保する。

４．公民連携取組方針

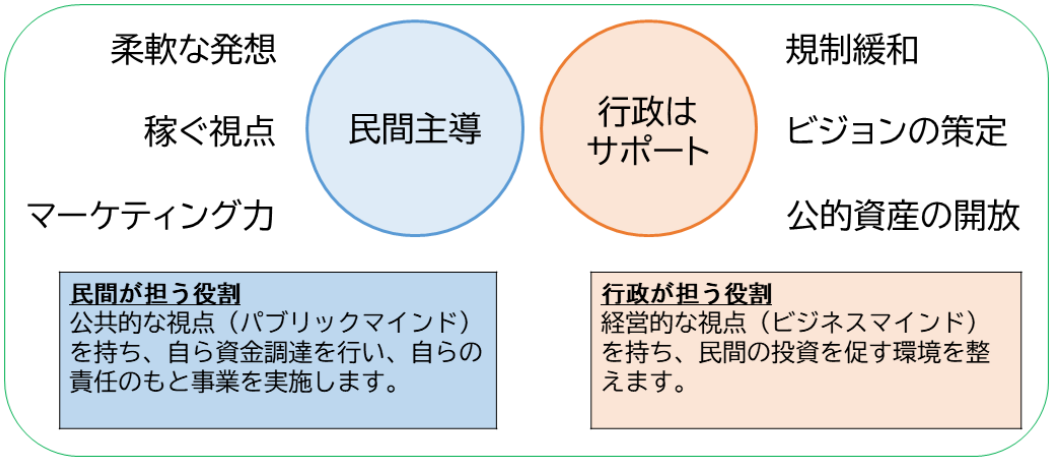
（１）理念

本市では、市民生活の基盤である基礎的な行政サービスを将来にわたって安定的に確保することを前提としつつ、民間の強みを尊重し柔軟に活かすことで、実現可能かつ持続可能な仕組みづくりを進めるため、施設整備などのハード事業にとどまらず、運営やサービス提供といったソフト事業まで幅広く含め、まちづくりに関するあらゆる事業において公民連携を検討します。

（２）目指す公民連携のあり方

①「民間主導・行政はサポート」の公民連携の実現

民間事業者等に、公共的な視点（パブリックマインド）を持ち、自ら資金調達を行い、自らの責任のもと事業を実施していただく一方で、行政は経営的な視点（ビジネスマインド）を持ち、民間の投資を促す環境を整え、対話を通じて共に歩むパートナーとしての役割を果たします。



図表２

②市民・民間・行政にとって「三方よし」の実現

事業の成果は特定の主体に偏ることなく、全体で分かち合うことが大切であり、市民サービスの向上、民間事業の成立、そして行政の持続可能性という全ての関係者にとってメリットがある「三方よし」の実現を目指します。



図表３

③５つの視点による検討

本市の公民連携事業については以下の５つの視点を踏まえて検討を行います。

① 複数の都市経営課題を解決するものであること
② エリアの価値を向上させるものであること
③ 地域経済の発展に寄与するものであること
④ 公的負担の軽減を図るものであること
⑤ 自立的かつ持続可能なものであること

（３）民間提案制度の創設

本市では、地域が抱える課題を共有することで事業の予見性を高めるとともに、民間の皆様との対話を重視する姿勢を明確にし、対話を通じた柔軟な条件整理や既存資産の有効活用により、民間事業者等に参画していただきやすい環境を整えます。

なお、提案主体については、提案内容を自ら実施する意思と、事業を遂行するための十分な能力・体制を有する民間事業者、大学・研究機関・NPO 法人等を対象とし、個人の方からの提案は対象外とします。

また、提案内容は、市民サービスの向上や地域経済の活性化、エリア価値の向上等に資するものを歓迎します。

①テーマ公募型

本市があらかじめ提示する特定の課題、事業、遊休資産等の活用方法について、提案をいただきます。（サウンディング型市場調査を含みます。）

②自由提案型

本市の既存事業等に関わる連携のご意向や新しいアイデアを広く募ります。（原則として、本市に新たな財政負担が生じないもの。）

※ 詳細は、「甲賀市公民連携事業実務マニュアル」に別途定めます。

（４）ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規定について

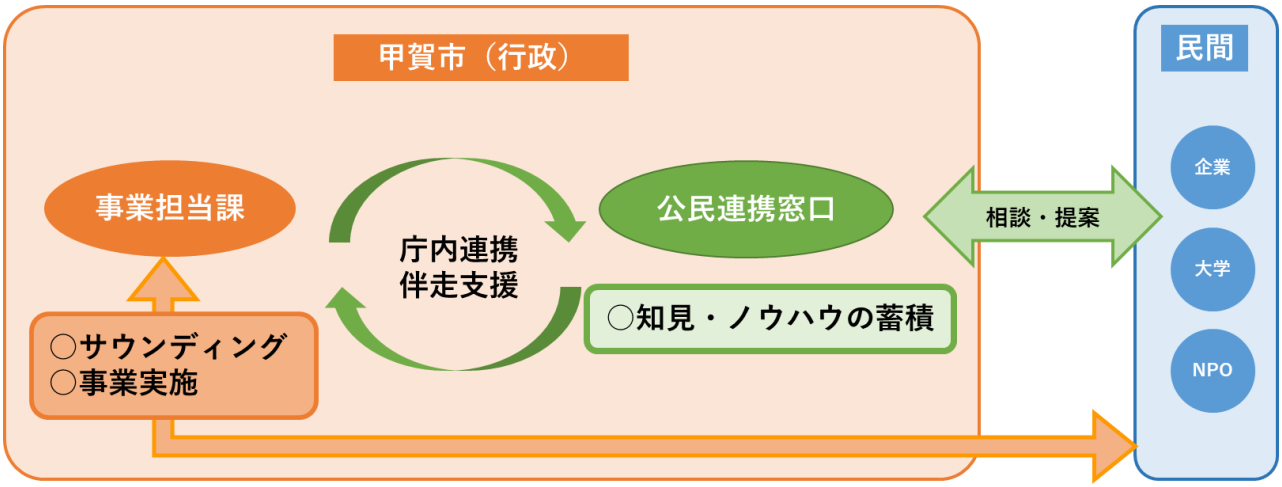
公共施設等の整備、更新、維持管理及び運営等にあたり、公民連携の手法を優先的に検討します。事業費の総額や単年度の事業費が一定額を超える等、一定の基準を満たす公共施設整備事業を検討の対象とします。対象となった事業は、簡易な検討、詳細な検討を経て公民連携手法導入の効果について評価し、結果を公表するとともに、従来手法に比して公民連携手法が有利と評価された場合は公民連携事業として展開します。

※　詳細は、「甲賀市公民連携事業実務マニュアル」に別途定めます。

５．庁内の推進体制（迷わせないためのワンストップ窓口と伴走支援）

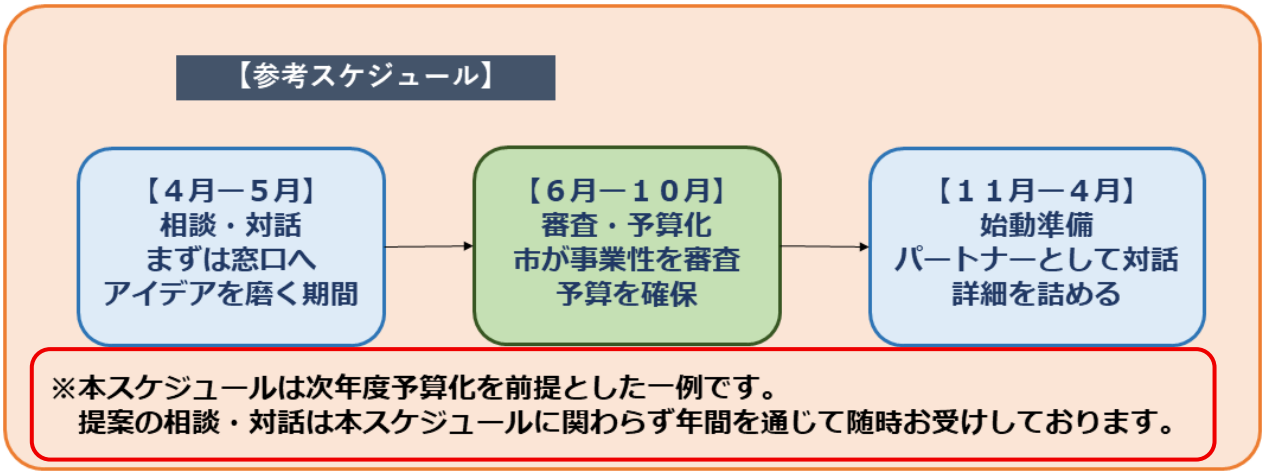
（１）窓口の一元化

公民連携窓口は、総合政策部行政改革課が担い、民間の皆様の想いと地域のニーズをつなぐコーディネートを行います。



図表４

（２）参考スケジュール



図表５